

報告第 9 1 号

平成 1 6 年 5 月 2 7 日承認

福祉保健部会福祉総務分科会の事務事業調整方針について

福祉保健部会福祉総務分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第91号

協 議 会 報 告 項 目

福 祉 保 健 部 会

福祉総務分科会 8-1

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

| 通 番 | 項 目 名 | 幹 事 会 提 案 日 | | | 幹 事 会 確 認 日 | 備 考 |
|------------|--------------------------|-------------|------|----|-------------|----------------------|
| | | 1回 | 2回 | 3回 | | |
| 8 - 1 - 1 | 地域福祉計画策定事業 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 2 | 民生委員・児童委員に関する事務 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 3 | 社会福祉協議会との連絡調整 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 4 | 社会福祉事業団との連絡調整 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 5 | 戦傷病者・戦没者遺族等への援護 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 6 | 旧軍人恩給に関する事務 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 7 | 更生保護事業 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 8 | 日本赤十字社地区・分区における事務 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 9 | 平和記念事業特別基金に関する事務 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 10 | 災害見舞金に関する事務 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 11 | 三重県バリアフリーまちづくり推進条例に基づく事務 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 12 | 地域福祉推進事業 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 13 | 災害援護資金貸付事業 | 8/7 | | | 8/20 | |
| 8 - 1 - 14 | 福祉バス運行事業 | 2/4 | | | 2/12 | |
| 8 - 1 - 15 | 福祉施設維持管理事業 | 10/2 | | | 10/9 | |
| 8 - 1 - 16 | 戦没者追悼式 | 8/7 | 10/2 | | 10/9 | 協議会協議項目 (12/18確認) |
| 8 - 1 - 17 | 福祉活動促進補助金交付事業 | 3/11 | | | 3/25 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 | | | |
|-------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 関係項目 | | 分科会 | 福祉総務分科会 | | | |
| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 1 地域福祉計画策定事業 | ・地域福祉計画については、平成12年6月に社会福祉事業法が改正され、社会福祉法が成立した。この中（同法第107条）で、市町村地域福祉計画策定が明文化され、平成15年4月から施行された。 | — | — | — | — | — |
| 2 民生委員・児童委員に関する事務 | ・民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法の規定に基づき、地域住民の生活状態を把握し、福祉に欠ける住民の保護及び指導並びに更生を助長し、地域社会の福祉の増進に当たっている。県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 活動内容 | ・生活保護、児童、高齢者、身体障害者（児）、知的障害者（児）、母子・寡婦福祉等社会福祉に関する福祉事務所等の公的機関に対する協力活動のほか、地域福祉活動への参画、相談・訪問活動などを通して住民との接触を多くもち、極めて広範囲な福祉活動を行っている。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 民生委員定数 | 289名（主任児童委員24名を含む。） | 72名（主任児童委員3名を含む。） | 34名（主任児童委員2名を含む。） | 29名（主任児童委員2名を含む。） | 17名（主任児童委員1名を含む。） | 24名（主任児童委員2名を含む。） |
| 13年度 補助金 決算 | 4,105 | 2,070 | 1,290 | 1,008 | 986 | 1,428 |
| 14年度 補助金 予算 | 4,913 | 2,160 | 1,415 | 1,044 | 986 | 1,447 |
| 3 社会福祉協議会との連絡調整 | ・福祉担当課が行っている。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 13年度 補助金 決算 | 91,146 | 48,291 | 15,076 | 21,932 | 7,874 | 11,368 |
| 14年度 補助金 予算 | 90,235 | 47,822 | 17,209 | 21,158 | 16,645 | 7,612 |

津地区合併協議会 調整内容表

| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 | | | |
|---|---|------|---------|-----|-----|-----|
| 関係項目 | | 分科会 | 福祉総務分科会 | | | |
| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 4 社会福祉事業団との連絡調整 補助金 | ・福祉担当課が行っている。 | — | — | — | — | — |
| | 13年度決算 454,092 14年度予算 481,640 | — | — | — | — | — |
| 5 戦傷病者・戦没者遺族等への援護 ・戦没者遺族福祉事業 | ・満州事変以降の戦没者及びその遺族等戦争犠牲者に対し、それぞれの法律による弔慰金、遺族年金、特別給付金等の受付進達事務及び第2次世界大戦による戦没者への叙位叙勲の伝達事務を行っている。 ・遺族会に補助金を交付 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| | 13年度決算 650 14年度予算 650 | 500 | 500 | 340 | 173 | 150 |
| ・戦傷病者福祉事業 | ・満州事変以降の政令で定める程度の障害のある戦傷病者に対し、国家補償の精神に基づき、補装具の支給、それぞれの法律による特別給付金等の受付進達事務及び昭和22年に打ち切られた旧軍人で勲記勲章の未伝達の生存者に対する叙位叙勲等の援護事務を行っている。 ・津市傷痍軍人会及び津市傷痍軍人妻の会に補助金を交付 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| | 13年度決算 367 妻の会130 14年度予算 367 妻の会130 | 68 | 68 | 270 | 80 | 95 |
| 6 旧軍人恩給等に関する事務 ・恩給に関する事務 ・特別給付金・特別弔慰金に関する事務 | ・恩給または公務扶助料、遺族年金の請求、受給権失権の手続きの指導を行う。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| | ・請求指導及び請求の受付を行う。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |

津地区合併協議会 調整内容表

| 調整の内容 | | 4. 現行のまま新市に引き継ぐ。 5. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 6. 現行のまま新市に引き継ぐ。 | | |
|---|---|---|---|-----------------------|
| 構成市町村の現況 | | | | 調整の具体的内容 |
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| — | — | — | — | |
| — | — | — | — | |
| — | — | — | — | |
| ・同左 ・活動事業に助成金を交付。 <div style="text-align: right;">200 200</div> | ・同左 ・津市に同じ <div style="text-align: right;">230 230</div> | ・同左 ・同左 <div style="text-align: right;">80 80</div> | ・同左 ・同左 <div style="text-align: right;">— 283</div> | ・補助の内容については合併までに調整する。 |
| ・同左 ・活動事業に助成金を交付。 <div style="text-align: right;">30 30</div> | ・同左 ・久居市に同じ <div style="text-align: right;">350 350</div> | ・同左 ・同左 <div style="text-align: right;">200 200</div> | ・同左 傷痍軍人会等組織はなし <div style="text-align: right;">315</div> | |
| ・同左 ・同左 | ・同左 ・同左 | ・同左 ・同左 | ・同左 ・同左 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 福祉総務分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|---|--|-----|-----|-----|------------|-----------------------|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 7 更生保護事業 補助金 13年度決算 14年度予算 | ・保護司の事業に補助金交付 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| | 925 | 433 | 313 | 157 | 141 | 90 |
| | 925 | 433 | 314 | 193 | 141 | 90 |
| 8 日本赤十字社地区 分区における事務 | ・毎年5月の運動月間に伴い、日本赤十字社社資(募金)の募集に関して、日本赤十字社三重県支部が設定した目標額を各自治会別の世帯数を調査した上で按分、自治会別の目標額を算出し、各自治会長に対して社資募集の説明を行う。各自治会により集められた社資について実績額として集計し、三重県支部に送金する。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 (社協事業) | ・同左 |
| | ・三重県支部からの交付金は募金の実績額に応じ自治会へ補助金を交付する | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・三重県支部からの交付金は社協へ交付する。 |
| | ・その他事務一般 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 9 平和祈念事業特別 基金に関する事務 | ・総務省所管の認可法人である、平和祈念特別基金では、いわゆる恩給欠格者(旧軍人軍属であって、恩給を受給するための最短在職年数に満たない者及び旧軍人軍属としての在職に関連する共済年金等にあたる給付を受ける権利のない者)のうち、特定の条件に該当する者やその遺族に対して、内閣総理大臣名の書状等を贈呈する事業を行っている。 その請求書類は、各都道府県及び市区町村の窓口に備えてあり、担当課窓口にて請求指導及び請求書類の配布を行っている。 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|---|
| 調整の内容 | 7. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 8. 現行のまま新市に引き継ぐ。 9. 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
|-------|---|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| ・同左 163 225 | ・同左 169 449 | ・同左 630 708 | ・同左 80 80 | ・保護司会の統合にあわせ補助金の統合を行う方向で調整する。 |
| ・同左 ・同左 | ・同左 — ・同左 | ・同左 ・津市に同じ ・同左 | ・同左 ・同左 | ・三重県支部からの交付金については、自治会へ交付する方向で調整する。 |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 福祉総務分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|------------------------------|--|---|--|--|---|--|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 10 災害見舞金に関する事務 | <p>・自然災害により負傷し、又は疾病のため精神又は身体に障害のある住民に対し、1人当たり250万円を限度(生計維持者250万円、その他の者125万円)に災害障害見舞金の支給を行う。また、死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金(生計維持者500万円、その他の者250万円)を支給する。(法律に基づく支給。負担割合:国1/2、県1/4、市1/4)</p> <p>・市単独事業として、自然災害又は火災による災害見舞金及び弔慰金を支給する。</p> <p style="text-align: center;">災害見舞金 負傷により2週間以上入院 15,000円 住居の全壊、全焼 35,000円 住居の半壊、半焼 20,000円 床上浸水 13,000円</p> | <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p style="text-align: center;">災害見舞金 住居が全壊 20,000円 住居が半壊 10,000円 床上浸水(1戸) 5,000円 便所浸水(汲取料補助) 1,000円</p> | <p>・同左</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> | <p>・同左</p> <p>・津市に同じ</p> <p style="text-align: center;">災害見舞金 住居の全壊、全焼 100,000円 住居の半壊、半焼 50,000円</p> | <p>・同左</p> <p>・弔慰金</p> <p style="text-align: center;">弔慰金 自然災害により死亡した遺族に支給 配偶者、子、父母、孫、祖父母の順により請求 死亡者が生計維持者・・・100万円 その他・・・50万円</p> | <p>・同左</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">全焼 100,000円</p> |
| 11 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく事務 | <p>・福祉保健部では、障害者、高齢者の関係があることからバリアフリー化が行えるよう庁内の調整を行っている</p> | <p>・同左</p> | <p>・健康福祉課では、障害者、高齢者施策担当の立場から県と町との連絡調整、および住民への広報等を行っている。</p> | <p style="text-align: center;">-</p> | <p style="text-align: center;">-</p> | <p style="text-align: center;">-</p> |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 10. 津市の例により調整する。(合併と同時) 11. 津市の例により調整する。(合併と同時) |
|-------|--|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|------------------------|-----------------------|--|--|---|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| ・同左 — — | ・同左 — — | ・同左 ・津市に同じ 災害見舞金 住居の全壊等 50,000円 住居の半壊等 30,000円 床上浸水 10,000円 | ・同左 ・同左 災害見舞金 全壊 全焼 50,000円 半壊、半焼 30,000円 見舞品(衣類) 全壊 全焼 5,000円程度 半壊、半焼 3,000円程度 | ・ただし、単独事業分の「負傷により2週間以上入院」については、災害によるものかの認定が難しいと思われるため、廃止の方向で調整する。 |
| ・福祉課は関係各課との庁内調整を行っている。 | — | — | — | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 福祉総務分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|------------------------|---|--------|---|---|--|-----|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 12 地域福祉推進事業 ・福祉貸付金庫 | <p>・低所得者を対象に通常の生活費以外の臨時的又は緊急に資金を必要とする場合に、小口資金(貸付金額1件2万円)を貸し付けている。生活保護開始までのつなぎ資金的役割を有する。貸し付けの日の属する月の翌月から10か月の均等償還で、無利子である。(貸付件数 12年度:79件 13年度:71件)</p> | (社協事業) | (社協事業) 河芸町社会福祉協議会が窓口となり、低所得者世帯、障害者世帯を対象として生活の自立を目的として資金貸付を行っている。社会福祉協議会の独自事業である地域福祉金庫は、50万円の基金をもとに、1世帯5万円を上限に無利子で貸付。 | (社協事業) 福祉貸付金庫については、生活保護世帯緊急資金貸付制度として社会福祉協議会で、低所得者を対象に通常の生活費以外の臨時的又は緊急に資金を必要とする場合に、小口資金(貸付金額1件3万円)を貸し付けている。生活保護開始までのつなぎ資金的性格を有する。6か月の均等償還で、無利子である。事務局は社会福祉協議会である。 原資は社協の基金から | (社協事業) 社会福祉協議会が窓口となり、低所得者世帯、障害者世帯・高齢者世帯を対象として生活の自立を目的として資金貸付を行っている。 現実には利用なし | — |
| ・三重県善意銀行 | <p>・三重県社会福祉会館内にある「社団法人三重県善意銀行」に法人会員負担金(1口1,500円×7口=10,500円)を支出しており、同法人が預託を受けた金品、物品を社会福祉施設や在宅福祉対象者、団体、その他へ全部直接払い出しをして社会福祉に役立てている。</p> | — | — | — | — | — |
| ・地域福祉推進事業 | <p>・社会福祉のために市に寄せられた寄付金をふれあい基金積立助成金として、津市社会協議会設置の同基金(昭和59年11月発足)へ支出している。民間の有識者等による基金運営委員会において協議し、「生活環境づくり」、「児童健全育成」、「地域社会における福祉活動」を推進するための行事、事業に対して助成している。(市拠出金3,700万円+地域からの寄付金)</p> | (社協事業) | <p>・基金有り 寄付は申し出内容により、行政で受けたり、社会福祉協議会で受けたりしている。</p> | — | — | — |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|------------------------|
| 調整の内容 | 12. 新たに制度を制定する。(合併と同時) |
|-------|------------------------|

| 構成市町村の現況 | | | | 調整の具体的内容 |
|--------------------|----------------------------------|-----|--------|--------------------------------------|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| - | - | - | (社協事業) | ・福祉貸付金庫: 社会福祉協議会等と協議していく。実施の方法を統一する。 |
| - | - | - | - | ・三重県善意銀行: 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| - | - | - | - | ・福祉基金: 統一する方向で調整する。 |
| ・寄付はすべて社会福祉協議会で受ける | ・ボランティア基金(利息)すべて社会福祉協議会へ流し、運用する。 | - | - | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 福祉総務分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|----------------------|---|-----|-----|-----|---|--------|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 13 災害援護資金貸付事業 | ・災害救助法による救助が行われる災害等により、生活立て直しのため、災害援護資金を貸し付ける。(所得制限あり) ①世帯主に負傷がある場合 ア. 家財及び住居の損害がないとき150万円 イ. 家財の1/3以上の損害があり、住居の損害がない場合250万円 ウ. 住居が半壊した場合270万円 エ. 住居が全壊した場合350万円 ②世帯主に負傷がない場合 ア. 家財の1/3以上の損害があり、住居の損害がない場合150万円 イ. 住居が半壊した場合170万円 ウ. 住居が全壊した場合250万円 エ. 住居の全体が滅失若しくは流出した場合350万円 ③被災した住居を建て直す際、残存部分を壊す必要がある場合 ア. ①ウの場合350万円 イ. ②イの場合250万円 ウ. ②ウの場合350万円 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・援護資金 ① 世帯主が1月以上の療養を有する負傷を負った時・・・100万円 ②ア住居の全壊、全焼 170万円 イ住居の半壊、半焼 110万円 ウ 家財等 価格の概1/3 100万円 ③ ①と②が重複・・・ ①と②ア・・・ 180万円 ①と②イ・・・ 190万円 ①と②ウ・・・ 250万円 ④住居の全体が滅失若しくは流出した場合250万円 | ・津市に同じ |
| | ・貸付金の限度額 350万円(1災害1世帯あたり) | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・貸付限度額250万円 | ・津市に同じ |
| | ・償還期間 10年 元利均等償還 ・利率 3% (据置期間3年、その間は無利子) | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| | ・貸付財源 市債 県(貸付相当額を無利子で市に貸付)国(貸付金相当額の2/3を無利子で県へ貸付) | ・同左 | ・同左 | ・同左 | — | — |
| 昭和49年度以降災害救助法の適用はない。 | — | — | — | — | — | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|------------------------------|
| 調整の内容 | 13. 津市・久居市等の例により調整する。(合併と同時) |
|-------|------------------------------|

| 構成市町村の現況 | | | | 調整の具体的内容 |
|----------|-----|--------|-----------------------|----------------------------|
| 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 美杉村 | |
| ・同左 | ・同左 | ・津市に同じ | ・同左 | ・災害等の程度に係る限度額の統一する方向で調整する。 |
| ・同左 | ・同左 | ・津市に同じ | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 | |
| ・津市に同じ | — | — | ・津市に同じ | |
| | | — | ・昭和57年度以降災害救助法の適用はない。 | |

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 | | 専門部会 | 福祉保健部会 |
| 関係項目 | | 分科会 | 福祉総務分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|--------------------------------|--|--|---|---|---|---|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 14 福祉バス運行事業 | — | ・祝祭日、12月29日～1月3日を除く月曜～木曜日に要綱に定める時間帯・コースにより運行を行い、金曜日をバスの点検日としている。寄贈バスにより運行・運転手は職員 | ・事業に伴う「ほほえみセンター」への送迎を行う。水曜日午後、金曜日午前・午後 運行。町有バスで運転手は三交へ委託。総務課がバス管理 | — | — | ・福祉バスの運行申請、管理、運営を町社会福祉協議会に事業委託し、町内巡回バス運行及び町内各種団体(学校、福祉団体、社会教育、文化教養等の団体)からの運行申請に基づき、福祉バスの運行を行い福祉の増進を図る。 町有バス2台・運転手3人で運行。社会福祉協議会へ委託。 |
| 15 福祉施設管理運営事業 | 別紙一覧表 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 16 戦没者戦災犠牲者追悼式 ※協議会協議項目 | ・戦死者や戦災犠牲者の遺族等の出席のもと追悼式を開催し、冥福を祈る。 昭和50年から10年毎に過去3回開催 (津市と社会福祉協議会との共催) | ・戦没者遺族関係者、来賓の出席の下毎年10月に追悼式を開催し、戦没者の冥福を祈る。 久居市と社会福祉協議会との共催。経費は 70万円程度 | ・遺族会が主催。毎年実施。町は手伝い程度。経費は花代・供物等、25～30万円程度 | ・戦没者遺族他関係者の出席のもと追悼式を開催し、冥福を祈る。 主催は遺族会。 50年までは町の主催。 1地区30,000円＋一人500円を補助。 | ・戦没者遺族他関係者の出席のもと追悼式を開催し、冥福を祈る。 平成14年から村主催。 経費は 30万円程度 | ・毎年10月下旬頃に、戦没者遺族他関係者の出席のもと戦没者追悼式を開催し、戦没者の方の冥福を祈る。 町主催。経費(花代・供物等)40万円程度 |
| 17 福祉活動促進補助金交付事業 | — | — | — | — | — | ・社会福祉活動の自発的發展と生きがい活動及び奉仕的活動を促進するため、老人・心身障害者・母子寡婦等の自立の促進と相互交流を促進する団体に補助金を交付する。補助額: 予算の範囲内で町長が定める。H14実績、9団体、27万円。 |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|--|
| 調整の内容 | 14. 新市に移行後も、当分の間現行どおりとし、随時調整する。(合併後、3年程度) 15. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 16. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 17. 廃止の方向で調整する。(合併と同時に) |
|-------|--|

| 構 | 成 | 市 | 町 | 村 | の | 現 | 況 | 調整の具体的内容 |
|---|--|---|---|---|--|---|--|---|
| | 香良洲町 | | 一志町 | | 白山町 | | 美杉村 | |
| | ・「サンデルタ」への送迎。 社会福祉協議会所有バスにより社協職員が運転(社協事業) サンデルタ香良洲で実施している一般老人入浴の利用者をマイクロバスにて町内を巡回してサンデルタ香良洲までの送迎をおこなっている。 利用日 : 月、水、木、金 迎える時間 : 午後1時 送る時間 : 午後4時 料金 : 無料 | | ・「とことめの里」への送迎バス 月・水・木・金は各地区数箇所を巡回し、「とことめの里」へ、土・日は、一志駅、川井高岡駅と「とことめの里」をピストン運行。 町有バスで町職員運転、毎日運行(休館日(火)を除く) | - | | | | ・新市移行時は現行のままとし、新市においてコミュニティバスを含めたバス事業について調査検討を行い、新市移行後3年を目途に効率的なバスシステムを構築する方向で調整する。 |
| | 同左 | | 同左 | | 同左 | | 同左 | 現行の施設については存続し、委託先等については、施設の現況を勘案して社会福祉事業団及び社会福祉協議会等と調整していく。 |
| | ・主催は遺族会。遺族会への助成のみ | | ・戦没者追悼式 経費(花代・供物等)70万円 町主催 10月末 旧村単位主催 (地区遺族会) 4月 委託料支出 479,000円 | | ・5年に一度、町で主催。それ以外は各地区で行ない、5万円ずつ5か所助成する。 | | ・毎年11月頃、戦没者遺族関係者、来賓出席のもと追悼式を開催。 主催・村 経費・50万程度(式典、献花、供物) | ・新市において毎年開催する方向で調整をする。 |
| | - | | - | | - | | - | |

15. 福祉施設管理運営事業 (一覧表)

| 種類 | 施設名 | 現況 | 設置及び運営主体 |
|-----------------|--|--|---|
| 乳児院 | 「乳児院津市児童福祉会館」 | ・家庭環境に恵まれない概ね満2歳に満たない乳幼児を入所させて養育する。定員10人。 | 設置:津市 運営:津市社会福祉事業団 |
| 児童養護施設 | 「児童養護施設津市児童福祉会館」 | ・保護者がなく養護を要する児童を入所させて自立を支援する。定員50人。 | 設置:津市 運営:津市社会福祉事業団 |
| 知的障害者通所授産所 | 「津市たるみ作業所」 | ・18歳以上の知的障害者で、雇用されることが困難な者に対し生活訓練・作業訓練を行い、生活意欲の向上と社会復帰の促進を図る。定員40人。 | 設置:津市 運営:津市社会福祉事業団 |
| | 「はくさん作業所」 | ・事業内容は津市と同じ。定員30人。 ・デイサービスセンターを併設。 | 設置:白山町 運営:白山町社会福祉協議会 |
| 老人福祉センター | 「津市老人福祉センター」 | ・高齢者に対し各種相談に応じるとともに、健康の増進・教養の向上・レクリエーションのための便宜を供与する。(特A型) | 設置:津市 運営:津市社会福祉事業団 |
| | 「津市社会福祉センター内老人福祉センター」 | ・老人福祉センターと児童館を併設し、老人福祉センターでは相談室・会議室等の施設利用により高齢者をはじめ市民福祉の増進を図る。(A型) | 設置:津市 運営:津市社会福祉事業団 |
| | 「北部市民センター内老人福祉センター」 「西部市民センター内老人福祉センター」 | ・老人福祉センターとコミュニティセンターを併設し、高齢者のほか地域住民の相互交流・健康の増進・教養の向上・福祉の増進を図る。(A型) | 設置:津市 運営:津市社会福祉事業団 |
| | 「久居市老人福祉センター」 | ・高齢者に対し相互交流・健康の増進・教養の向上・福祉の増進を図る。(A型) | 設置:久居市 運営:久居市 |
| 児童館 | 「津市社会福祉センター内児童館」 | ・老人福祉センターとの併設で、児童館では児童の健全育成のため遊具を提供し、健康増進と情操教育の向上を図る。 | 設置:津市 運営:津市社会福祉事業団 |
| | 「さくら児童館」 | ・児童の健康増進を図り、情操を豊かにするため、児童福祉法第40条に定める児童厚生施設として設置。 | 設置:津市 運営:津市 |
| | 「久居市児童センター」 | ・児童の健康増進を図り、情操を豊かにするため、児童福祉法第40条に定める児童厚生施設として設置。 | 設置:久居市 運営:久居市 |
| | 「一志町児童館」 | ・児童の健康増進を図り、情操を豊かにするため、児童福祉法第40条に定める児童厚生施設として設置。 | 設置:一志町 運営:一志町 |
| | 「川合児童館」 (川合コミュニティプラザ内) | ・児童の健康増進を図り、情操を豊かにするため、児童福祉法第40条に定める児童厚生施設として設置。 ・川合公民館と共同で管理。 | 設置:一志町 運営:一志町 |
| 福祉会館・福祉センター | 「津市ふれあい会館」 | ・身体障害者福祉会館と母子寡婦福祉会館を併設し、団体事務室・会議室の利用により、利用者相互の交流と自主的な事業活動を推進する。 | 設置:津市 運営:津市社会福祉事業団 |
| | 「久居市総合福祉会館」 | ・ホール、和室、談話室、相談室等の貸館業務。 ・社会福祉協議会が在宅介護支援センター、身体障害者デイサービス事業を実施。 | 設置:久居市 運営:久居市社会福祉協議会 |
| | 「サンライフ久居」 | ・会議室、体育室、トレーニング室等の貸館業務。 | 設置:久居市 運営:久居市社会福祉協議会 |
| | 「ほほえみセンター」 | ・乳幼児から高齢者、障害者まで誰もが交流できる施設として設置し、町事業と事務室、浴室、喫茶、在介相談室以外の貸館業務を行う。(健康福祉課管理) ・事務室の一部を社会福祉協議会に使用貸借。施設を利用して在宅介護支援センター、ホームヘルプ、デイサービス事業を実施。 ・創作軽作業室は心身障害者小規模作業所「しいのみ作業所」が使用。(運営は「かわげいのみ作業所運営委員会」) ・喫茶ルーム「ほほえみ喫茶」。(運営は町母子福祉会) | 設置:河芸町 管理:河芸町 事業実施:河芸町社会福祉協議会 ・かわげいのみ作業所運営委員会・河芸町母子福祉会 |
| | 「ほほえみセンター」 | ・乳幼児から高齢者、障害者まで誰もが交流できる施設として設置し、町事業と事務室、浴室、喫茶、在介相談室以外の貸館業務を行う。(健康福祉課管理) ・事務室の一部を社会福祉協議会に使用貸借。施設を利用して在宅介護支援センター、ホームヘルプ、デイサービス事業を実施。 ・創作軽作業室は心身障害者小規模作業所「しいのみ作業所」が使用。(運営は「かわげいのみ作業所運営委員会」) ・喫茶ルーム「ほほえみ喫茶」。(運営は町母子福祉会) | 設置:河芸町 管理:河芸町 事業実施:河芸町社会福祉協議会 ・かわげいのみ作業所運営委員会・河芸町母子福祉会 |
| 福祉会館・福祉センター(続き) | 「芸濃町福祉センター」 | ・ほぼ全館貸館。 ・老人憩いの間、憩いの間、料理教室・浴室は、社会福祉協議会が自主事業を実施。 ・集会場、ホール、会議室、機能訓練室、保健室、和室の貸館業務。 ・新施設へ移転後は、社会福祉協議会事務所を残し、閉鎖する。 | 設置:芸濃町 運営:芸濃町 |
| | 仮称「新芸濃町福祉センター」 | ・機能訓練・集会室・休養室・相談室・創作室・ミーティングコーナー・食堂・介護浴室・一般浴室 ・社会福祉協議会への委託事業実施 ・貸館事業 | 設置:芸濃町 予定 運営:芸濃町 |
| | 「美里村社会福祉センター」 | ・ほぼ全館貸館。 ・集会室、保健室、機能訓練室、憩いの間、老人憩いの間、浴室、会議室、相談室、児童室、図書室、母子コーナー。 | 設置:美里村 運営:美里村 |
| | 「美里村高齢者生活福祉センター」(ふれあいの里) | ・デイサービスセンター。 ・高齢者生活福祉センター。定員5人。 ・概ね65歳以上の一人暮らし又は65歳以上の夫婦のみの世帯で家族による援助を受けることが困難な者。 ・使用料 室料:国の定める費用負担額、共益費(光熱水費):1室1名 12,000円、1室2名 15,000円 | 設置:美里村 運営:美里村社会福祉協議会 |
| | 「サンヒルズ安濃」 | ・保健福祉センター、交流館、ハーモニーホール、図書館を併設。 ・保健福祉センターの一部を社会福祉協議会の事務所として貸与。 ・交流館の一部を心身障害者小規模作業所「あのうイングス」として利用。 | 設置:安濃町 運営:安濃町 |
| | 香良洲町総合福祉センター「サンデルタ香良洲」 | ・保健福祉施設、図書館、多目的ホールを併設。 ・福祉保健施設は、在宅介護支援センター、デイサービスセンター、保健センター。 | 設置:香良洲町 運営:香良洲町社会福祉協議会 |
| | 「とことめの里一志」 | ・保健福祉施設、図書館、温泉施設を併設。 ・保健福祉施設は、保健福祉センター、福祉浴、デイサービスセンター(老人デイ、ショートステイ)、在宅介護支援センター。 | 設置:一志町 運営:一志町 |
| | 一志町福祉センター | ・貸館施設と小規模作業所(コスモ共同作業所)の複合施設 | 設置:一志町 運営:一志町社会福祉協議会 |
| | 「白山町保健福祉センター」 | ・介護保険センター(介護保険と保健センター)と社会福祉協議会事務所。 ・デイサービスセンター、在宅介護支援センター。 ・社会福祉協議会事務室、日常動作訓練室、浴室、健康増進室、保健指導室、健康相談室、ふれあいルーム。 | 設置:白山町 運営:白山町 |

| 種 類 | 施 設 名 | 現 況 | 設置及び運営主体 |
|---------------------|------------------|---|---|
| | 「美杉村高齢者生活福祉センター」 | <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンター、在宅介護支援センター(基幹型)。 ・支援ハウス。定員20人。 ・65歳以上の一人暮らし又は65歳以上の夫婦のみの世帯で、養護老人ホームの基準一に該当する者。 ・独立して生活することに不安のある者 ・原則として自炊が可能なる者 ・入居期間:原則1ヶ月以内。ただし、独立して生活することに不安のある場合は更新可。 ・使用料 室料:国の定める費用負担額、共益費:テレビ等30円/日+入浴や空調等300円/日 | 設置:美杉村 運営:美杉村社会福祉協議会 |
| 厚生寮 | 「久居市厚生寮」 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に3棟6戸の厚生寮がある。(6畳1間のアパートで1戸1棟、2戸1棟、3戸1棟) ・入寮希望者は管理規則に定める申請書に地区民生委員の意見書を添付して申請。 ・住宅使用料は2,100円/月を当月10日までに納付。 ・単身の被保護者又は低所得者が入寮条件。 | 設置:久居市 運営:久居市 |
| グループホーム | 「白山ホーム」 | <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者で生活保護世帯に無料賃貸。 ・元旅館の建物のみ寄付を受ける。 ・土地代は年間約20万円の使用料を町が地主に支払う。 ・平成15年4月に生活ホームからグループホームへ移行した。 | 設置:白山町 運営:白山町社会福祉協議会 |
| 心身障害者小規模作業所 (公設) | 「むくの木ワーク」 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般企業等で雇用困難な障害者に対し、就労機会を与え作業指導・生活指導・社会適応訓練を行うことで、生活意欲を高め社会参加・自立援助を行う。 定員9人。 ・町が借り受けた賃借物件(土地・建物)を利用して実施。 ・保護者負担金 2,000円/月。 | 設置:芸濃町 運営:芸濃町社会福祉協議会 |
| | 「みさと共同作業所」 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容同上。定員10人。 ・社会福祉センター訓練室において実施。 | 設置:美里村 運営:美里村社会福祉協議会 |
| | 「あのうウイングス」 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容同上。定員10人。 ・サンヒルズ安濃の交流館を使用。 ・保護者負担金なし。 | 設置:安濃町 運営:安濃町社会福祉協議会 |
| | 「まつぼっくり作業所」 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容同上。定員9人。 | 設置:香良洲町 運営:香良洲町社会福祉協議会 |
| | 「一志町コスモス共同作業所」 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容同上。定員20人。 ・一志町福祉センター内。 | 設置:一志町 運営:一志町社会福祉協議会 |
| | 「杉の実作業所」 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容同上。定員19人。 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置:美杉村 ・運営:杉の実会(保護者会)に委託 |
| | 老人憩いの家 | 「波瀬老人憩いの家」 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人に対し、地域における教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する。 ・支所で鍵管理。 |
| | 「高岡老人憩いの家」 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人に対し、地域における教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する。 | 設置:一志町 運営:高野区 |
| | 「ほのぼの苑」 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人の痴呆予防のため、週1回教室を開催。 ・老人クラブ会議、カラオケ教室を月1回開催。 ・寄付された一般家屋を改造し、老人クラブや教室に使用。 ・役場で鍵管理。 | 設置:美杉村 運営:美杉村 |
| 健康相談所 | 「美杉村健康相談所」 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧JA太郎生支店を改修して利用。 ・健康相談に開業医が使用。 ・使用料無料。 ・村の集団予防接種に使用。 ・地域住民センターで鍵管理。 | 設置:美杉村 運営:美杉村 |